

交企甲達第71号
平成20年11月28日

部 課 署 長 殿

主	00	01	10	150	長期
他	平成21年3月31日まで保存				

石川 県 警 察 本 部 長

石川県交通安全活動推進センター指定要領の改正について(通達)

対号 平成13年3月29日付け交企甲第16号「石川県交通安全活動推進センター指定要領の制定について(通達)」

道路交通法(昭和35年6月25日法律第105号、以下「法」と言う。)第108条の31の規定により、都道府県公安委員会が交通安全活動推進センターを指定し、適正な交通の方法、交通事故防止その他道路における交通の安全に関する広報活動、交通事故相談、車両の駐車及び交通規制並びに道路使用に関する照会、相談の受理、警察署長の委託による道路使用に関する調査業務等の事業を行わせるため、対号により「石川県交通安全活動推進センター指定要領」(以下「要領」と言う。)を制定し運用してきたところであるが、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の制定及び法第108条の31が改正されたこと等を受け要領の一部を改正したので適正な運用に努められたい。

なお、対号は廃止する。

附則

この要領は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日(平成20年12月1日)から施行する。

(企画係 5022、5023)

石川県交通安全活動推進センター指定要領

第1 目的

この要領は、石川県公安委員会(以下「公安委員会」という。)が道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第108条の31第1項の規定に基づく石川県交通安全活動推進センター(以下「センター」という。)の指定を行うに際して、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 指定法人

センターとしての指定を受ける法人は、道路における交通の安全と円滑に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であって、法第108条の31第2項に規定する事業を適正かつ確実に行うことができると認められる1法人とする。

第3 指定の申請

- 1 センターの指定を受けようとする法人は、別記様式第1「交通安全活動推進センター指定申請書」1通を公安委員会に提出するものとする。
- 2 申請に当たっては、次に掲げる書類を添付するものとする。
 - (1) 定款
 - (2) 登記簿の謄本
 - (3) 役員の名、住所及び経歴を記載した書面
 - (4) 法第108条の31第2項各号に掲げる事業の実施に関する基本的な計画を記載した書面
 - (5) 資産の総額及び種類を記載した書面並びにこれを証する書面

第4 指定及び公示

- 1 センターの指定は、別記様式第2「交通安全活動推進センター指定書」を交付して行う。
- 2 センターの指定を行ったときは、次に掲げる事項を石川県公報に掲載して公示するものとする。
 - (1) 名称及び住所並びに代表者の氏名
 - (2) 事務所の名称及び所在地

第5 名称等の変更

- 1 センターの指定を受けた法人は、第4の公示にかかる事項を変更しようとするときは、別記様式第3「交通安全活動推進センター公示事項変更届書」を公安委員会に提出するものとする。
- 2 前項の届出があった場合、公安委員会は第4の2と同様、その旨を公示するものとする。

第6 公安委員会への報告等

- 1 センターは、毎事業年度開始前に、事業計画書及び収支予算書を公安委員会に提出するものとする。

ただし、最初の事業年度については、法第108条の31第1項の規定によりセンターとの指定を受けた日以降、遅滞なく提出するものとする。

- 2 センターは、毎事業年度終了後3ヶ月以内に、事業報告書及び収支決算書を公安委員会に提出するものとする。
- 3 公安委員会は、センターの事業の適正な運営を図るため必要があると認めるときは、センターに対し、その財産の状況又は事業の運営に関し、報告又は資料の提出を求めるものとする。

第7 センターの運営に関する指導及び改善命令

- 1 公安委員会は、センターの事業計画及びその実施について、常に適切な指導を行うよう努めるものとする。
- 2 公安委員会は、センターの事業の適正な運営を図るため必要があると認めるときは、センターの指定を受けた法人に対し、その財産の状況、又は事業の運営に関し、報告又は資料の提出を求めるものとする。
- 3 法第108条の31第3項の規定による改善命令は、別記様式第4「改善措置命令書」によるものとする。

第8 解任の勧告

公安委員会は、センターの交通事故相談員、調査員又は運転適性指導員(以下「交通事故相談員等」という。)が心身の故障のため職務の執行に堪えないと認める場合、又は、その職務に関し不正な行為をした場合は、センターに対し、当該交通事故相談員等の解任を勧告するものとする。

第9 指定の取消し

公安委員会は、法第108条の31第4項の規定により、センターの指定を取消したときは、別記様式第5「交通安全活動推進センター指定取消通知書」により通知するとともに、第4の2と同様の措置を執るものとする。

第10 交通事故相談員等名簿の提出

- 1 センターの指定を受けた法人は、交通安全活動推進センターに関する規則(平成10年3月6日国家公安委員会規則第3号)第4条及び第5条並びに第6条に規定する交通事故相談員等の氏名、住所を記載した名簿を公安委員会に提出するものとする。
- 2 採用及び退職、解職等の理由により交通事故相談員等に変動が生じたときは、速やかにその旨を公安委員会に届け出るものとする。

別記様式第 1

交通安全活動推進センター指定申請書

年 月 日

石川県公安委員会 殿

住 所
申請者 法 人 名
代表者氏名 印

指定を受けようとする法人の 名称及び住所並びに代表者の 氏名	
交通安全活動推進センターの 事務を行う事務所の名称及び 所在地	
資 産 の 総 額	
添 付 書 類	

別記様式第2

交通安全活動推進センター指定書

名 称

住 所

道路交通法第108条の3第1項の規定により石川県交通安全活動推進センターに指定する。

年 月 日

石川県公安委員会 印

別記様式第3

交通安全活動推進センター公示事項変更届出書

年 月 日

石川県名公安委員会 殿

住 所
申請者 法 人 名
代表者氏名 印

変 更 前 の 事 項	
変 更 後 の 事 項	

別記様式第 4

改 善 措 置 命 令 書

年 月 日

殿

石 川 県 公 安 委 員 会 印

道路交通法第 1 0 8 条の 3 1 第 3 項の規定により下記の措置を執ることを命ずる。

措 置	
-----	--

別記様式第 5

交通安全活動推進センター指定取消通知書

年 月 日

殿

石 川 県 公 安 委 員 会 印

下記の理由により石川県交通安全活動推進センターの指定を取消したので通知する。

理 由	
-----	--